

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の旅費に関する条例

昭和 45 年 11 月 2 日
条例第 7 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日 条例第 1 号

(目的)

第1条 この条例は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員(以下「職員」という。)が公務のため旅行した場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 職員の旅費に関しては、匝瑳市職員等の旅費に関する条例(平成 18 年条例第 47 号)の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日 条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。